治山事業森林整備特記仕様書

事 業 名 令和6年度補正 保安林総合改良事業 第補5号 作業場所 吉野郡吉野町喜佐谷 地内

第1条 環境の保全

治山事業は、森林の公益的機能を発揮させるために行う事業である。

従って、森林整備を実施するにあたっては、「森林整備保全事業工事標準仕様書(令和6年7月 奈良県)」(https://www.pref.nara.jp/21637.htm)を遵守し、環境の保全に十分留意すること。

第2条 山火事等の防止

作業区域外の林内立入は厳に慎むことはもちろん、作業区域内における火気については十分留意し、山火事等の発生責任を問われることのないよう努めること。

第3条 林内立入者に対する注意

山林労働者、現場付近立入者に対しては、十分注意し、事故のないように努めること。

第4条 一般的事項

- 1 作業に際しては、その区域について監督職員の指示を受け、また土地所有者の立会 等により誤りのないようにする。
- 2 次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。
- (1)作業に伴い既設の林内歩道の刈払い等を行う費用
- (2) 林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用
- (3)検査、又は監督に立会うための費用及び検査手直しに係る費用
- 3 受注者が契約区域外における立木等を損傷、誤伐した場合は、請負者の費用負担に おいて自ら復旧又は弁済するものとする。

この場合において、受注者は復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることはできない。

4 伐倒、枝落とし等の作業に使用するチェーンソーのチェーンオイルについては、 環境に優しい植物性で生分解性のものを使用すること。

第5条 本数調整伐

チェーンソー作業は、労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条に基づく「チェーンソー作業従事者特別教育」を受講したものが従事し、未受講者に作業させてはならない。

実施にあたっては別添設計書に示すとおり、予め必ず伐倒を予定する木の選木を実施し、監督員、検査員が確認出来るようテープ等により明示すること。

伐倒の実施においては、特に施工地境界付近の木を伐倒する際、隣接森林に影響を与えないよう注意を払うこと。(伐倒後の片付を含む)

伐倒後は適切な後片付を実施すること。具体的には丸太を玉切した上で、概ね水平に並べ、転落、流出しないように集積または固定の措置を講じ、整理すること。

監督職員が現地確認した際、または現地検査の際不適切な状態と判断した場合は、現地の手直しを命じる場合がある。

第6条 筋工

伐倒後は樹幹から末木、枝条を切り払い、樹幹を2点以上の切り株又は立木で支えた上で水平方向に設置するものとする。樹幹は概ね3段以上積上げないこととし、最も下段の樹幹は地面に密着させる。また、やむを得ず樹幹と地面との間に隙間が生じる場合は、枝葉により隙間をなくすものとする。

切り株又は立木により樹幹を水平方向に2点以上で支えることが出来ない場合は、杭を打ち込み樹幹を支える。この場合、杭は現地発生材を活用し、集積された樹幹が十分に支えられるように打ち込む。

監督職員が現地確認した際、または現地検査の際不適切な状態と判断した場合は、現地の手直 しを命じる場合がある。

第7条 作業歩道

- 1 施工に当たっては、切取盛土のバランスを保ち林内に捨て土が出ないようにすること。また、路面は降雨による流亡の防止を図るものとする。
- 2 小渓流、沢等を渡る場合、置き石、飛び石とするが、やむを得ず渡し木とする場合1スパン(2m程度)以下とし、渡し木(径10cm以上6本使い)を鉄線等により連結して、たわみ、揺れを防止すること。また、渡し木を長期間使用する場合は、木材、鉄線の腐朽の進行等の安全点検を行い、早めに架け替えを行うものとする。
- 3 勾配は、特に定めがある場合を除き、均一な勾配とするが、やむを得ず急傾斜地を通過する場合は、階段を設けるものとする。ただし、この場合にあっては、階段の前後は緩やかにするなど、 転落、滑落の防止を図るものとする。

第8条 作業管理

受注者は、「奈良県森林整備保全事業施工管理基準(令和5年7月奈良県)」(https://www.pref.nara.jp/21637.htm)により作業管理を行い記録するとともに関係書類を直ちに作成し保管するものとする。また、監督職員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

なお、森林整備保全事業施工管理基準に定められていないものについては、監督職員と協議する ものとする。

第9条 履行報告

受注者は、毎月末の履行状況を監督員の指示する様式に基づき作成し、翌月の3日までに監督職員に提出しなければならない。

第10条 作業員の安全

受注者は、森林整備に係る作業員に対し、労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育を行 うとともに、作業内容が同法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条に規定する危険又は有害な 作業)に該当する場合にあっては、特別教育を受けさせなければならない。

また、令和6年10月1日に改正された労働安全衛生規則を遵守し、伐木作業等における危険の防止を図ること。

事業の特殊性から作業が広範囲となり、安全管理に困難を伴うことから、毎日の始業時にも作業の安全について徹底するとともに、単独作業による事故発生を予防するために、作業員同士の連絡についても十分に配慮すること。

第11条 出来形 · 写真管理

作業実施にあたっては、施工地内の任意地点に出来形照査用の標準地(10m×10mの方形プロット)を原則として複数設定し、指示により監督職員及び検査員の確認を受けること。また、この標準地プロットの作業前後を比較した写真管理も実施すること。

写真管理は、出来るだけ同一地点から同一範囲を撮影するものとし、作業前、作業中、作業後の 各時点で1カ所あたり出来るだけ複数の地点から撮影すること。

施工地外との境界付近での作業状況、片付けの実施状況も複数地点で写真管理を実施すること。

前条にも該当するが、安全管理作業員は作業前、作業中、作業後に適切な作業員の安全管理を 実施すること。この状況についても写真管理を行うこと。(KY活動、ツールボックスミーティングの状況 等)

第12条 法定外の労災保険の付保

1 受注者は、本事業に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約(以下「法定外の労災保険」という。)に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

2 発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとするので、保険契約に係る証券等の写しを提出すること。

第13条 週休2日工事の試行について

本工事は、発注者指定型の週休2日試行工事である。

実施については、奈良県環境森林部「週休2日試行工事」実施要領(令和6年9月1日)により行う ものとする。

(費用の計上)

本工事は、月単位の週休2日(4週8休以上)で費用を計上している。受注者が週休2日を実施しなかった場合、通期の週休2日(4週8休以上)が達成できなかった場合、月単位の週休2日(4週8休以上)が達成できなかった場合は、達成状況に応じて、当初計上している補正係数を別表に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。

(アンケート調査及びヒアリングの実施)

受注者は、発注者が週休2日試行に関するアンケート調査及びヒアリングを実施する場合は、調査に協力し、アンケート調査においては完了検査日までにアンケートの回答を監督職員に提出するものとする。

【別表】

	[当初計上] 月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)	未実施または 未達成
労務費	1.04	1.02	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00